

輸出貿易管理令別表第1に基づく該非判定書

本該非判定は、2026年2月14日 現在の政省令に基づいております。
下記貨物は、輸出貿易管理令別表第1の1～15の項に掲げるリスト規制対象外の品目です。

また、下記貨物はセンサーとエンコーダーを有していますが、輸出令別表第1の8の項（省令第7条に掲げる電子計算機若しくは付属装置又はこれらの部分品）の
パラメータシート, 様式：該貨コー8のとおり、非該当と判定します。
但し、輸出貿易管理令別表1の16項には該当しております。

また、本貨物は、米国輸出管理法(EAR)、の再輸出規制について該当いたしません。

尚、輸出に際しましては、国内外の法令に従い、貴社において輸出許可取得等、
必要な手続きの履行をお願い申し上げます。

【対象製品】

製品名	シリーズ名
FLEXWAVE	Smart-FLEXWAVE /トルクセンサー付WPシリーズ

安全保障貿易管理責任者
会社名：ニデックドライブテクノロジー株式会社

氏名： 前田 篤志



作成日 2026年2月14日

ニデックドライブテクノロジー株式会社

輸出令の該非判定用パラメータシート

輸出令別表第1の8の項(省令第7条)

[電子計算機等](電子計算機若しくは附属装置又はこれらの部分品)

パラメータシート
様式:該貨コ-8

(P1/2)

令和8年2月14日 施行政省令等対応

質 問 事 項	回 答	備 考
電子計算機、附属装置、電子組立品若しくは部分品のいずれに当たるかを備考欄に記入すること。 一 低温若しくは高温で利用できる、又は、放射線の影響を防止するように設計された電子計算機若しくはその附属装置、又はこれらの電子組立品若しくは部分品： (注意) 電子組立品若しくは部分品については、電子組立品若しくは部分品で判定せず、それが使用された状態又は組み込まれた状態での電子計算機の仕様について、以下のイ及びロに回答し、判定する。 ※「様式：該貨コ-8 (1) (別紙一号) を用いて判定を行い、その判定欄の内容を右の回答欄へ転記すること。 第一号イ（耐温度設計）に該当するか？ 第一号ロ（耐放射線設計）に該当するか？ ※「告示で定める貨物」（下記「注」参照） 三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品： 他の装置に内蔵された貨物であって、チからヌまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品か？ ※「様式：該貨コ-8 (1) (別紙三号) を用いて判定を行い、その判定欄の内容を右の回答欄へ転記すること。 ロ デジタル電子計算機であって、加重最高性能が70実効テラ演算を超えるものか？ ハ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が70実効テラ演算を超えるものか？ (最大性能が70実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。)	■ いいえ ■ いいえ □ はい ← 四へ ■ いいえ ■ いいえ	□ 電子計算機 □ 附属装置 □ これらの電子組立品若しくは部分品 □ はい □ はい ■ いいえ ↓ □ はい □ はい 加重最高性能値 (実効テラ演算) 最大構成時の加重最高性能 (実効テラ演算)

「注」： 「告示で定める貨物」とは「輸出令別表第3の3の規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物」に該当するものをいう。

輸出令の該非判定用パラメータシート

(P2/2)

令和8年2月14日 施行政省令等対応

質 問 事 項		回 答		備 考
四	ト デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計したデジタル計算機の附属装置であって、転送されるデータの転送速度が2.0ギガバイト毎秒を超えるものか？	☒ いいえ	☐ はい	データ転送速度 (ギガバイト毎秒)
	電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの又はその附属装置、電子組立品若しくは部分品か？	☒ いいえ ←五へ	☐ はい 以下の該当するものにチェックを入れること	
	イ シストリックアレイコンピュータ		☐ イ	
	ロ ニューラルコンピュータ		☐ ロ	
	ハ 光コンピュータ		☐ ハ	
五	電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であって、侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように特に設計又は改造されたものか？	☒ いいえ	☐ はい	
(判定)	以上の結果、省令第7条第一号から第五号に該当するか？	☒ 非該当	☐ 該 当	

(注 1) 備考欄の()内には数値等を記入する(数値は設計値又はカタログ、仕様書等の数値を記載する。個々の実測値ではない)。ただし、関連する機能がないかあるいは計算するまでもなく規制値に達しないと判断できる場合は記入不要。

☐ 判定 ☐ 回答欄において回答が全て左欄にチェックされた場合は当該貨物が非該当であり、
☐ 枠で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

検討の結果、以上相違ありません。

安全保障貿易管理責任者

会 社 名： ニデックドライブテクノロジー株式会社
所 属： 管理統括本部長
氏 名： 前田 篤志
電 話： 080-3721-9017
作 成 日： 令和8年2月14日

